

ID: 217

担当部署: 都市整備課

処分の概要	従前居住者用住宅の入居者の決定		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第9条の2		
例規番号	平成9年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の2及び第9条の2の規定による。 (従前居住者用住宅の入居者資格)</p> <p>第6条の2 前条の規定にかかわらず、従前居住者用住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 土地区画整理法第3条第3項の規定に基づく土地区画整理事業の施行区域内に居住する借家人等であって、当該事業の施行に伴い住宅に困窮することとなる者であること。</p> <p>(2) 前号に規定する土地区画整理事業の施行に伴い、住宅を移転新築するまでの間仮住居を必要とする者であること。</p> <p>(3) 第1号に規定する土地区画整理事業の施行に伴い、住宅を失うこととなる等により住宅に困窮する者であること。</p> <p>(従前居住者用住宅の入居者の選考及び決定)</p> <p>第9条の2 前条の規定にかかわらず、従前居住者用住宅の入居者については、第6条の2の規定に該当する者のうちから住宅に困窮する度合い等を考慮して選考し、町長が決定するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日